

横浜国際港都建設計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和 年 月
横 浜 市

目次

1	都市計画の目標	1
(1)	目標年次	1
(2)	都市づくりの基本理念	1
(3)	都市計画区域の範囲	1
(4)	都市構造（附図1）	1
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	3
(1)	区域区分の決定の有無	3
(2)	区域区分の方針	3
①	基本的な考え方	3
②	市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべきおおむねの人口及び産業の規模	4
③	市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	4
3	主要な都市計画の決定の方針	5
(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
①	主要用途の配置の方針	5
②	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	6
③	特に配慮が必要な市街地の土地利用の方針	7
④	市街化調整区域の土地利用の方針	8
⑤	都市防災に関する土地利用の方針	8
(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
(2-1)	交通施設の都市計画の決定の方針	9
(2-2)	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	12
(2-3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	14
(3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	14
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	15

1 都市計画の目標

(1) 目標年次

基準年次を平成 27 年（2015年）、目標年次を令和 22 年（2040年）とする。

(2) 都市づくりの基本理念

～未来をひらく 次世代に誇れる都市づくり～

(3) 都市計画区域の範囲

都市計画区域の範囲は、横浜市の行政区の全域（地先公有水面を含む。）である。

(4) 都市構造（附図 1）

人口減少期を迎え、生産年齢人口の減少や超高齢社会の進展などの人口構造が変化していく中で、地域の魅力や価値の向上、持続的な都市の成長・発展を進めるためには、これまでに整備してきた市街地を使いこなし、アップデートする取組とともに、都市基盤の整備効果を最大限発揮できる新たな都市づくりを両輪で進める。

ア 地域特性を生かした持続可能な市街地の形成

国内外からの人々の交流の活性化や、地域コミュニティの醸成などに資する魅力ある都市空間を創出するため、都市機能の集積や、港の景観、豊かな水・緑、歴史的資産、都市の中に存在する農地など、横浜らしい地域資源の社会的価値を評価し、資源を保全・活用・創出することにより、持続可能な市街地を形成する。

ア 横浜都心、新横浜都心

横浜都心と新横浜都心においては、横浜市の中核としての都市基盤を整備するとともに、業務・商業施設等の地域特性に応じた更なる都市機能の集積や、適正な居住機能の誘導等を図り、二つの都心で互いに機能を補完しながら地区特性に応じた都心部を形成する。

横浜都心は、「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」を目指し、業務、商業、文化、観光や、優れたビジネス環境の構築にも資する居住機能等の更なる集積を図り、魅力と活気あふれる拠点地区として整備を進めることにより、各地区（横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区）の魅力が重層的に発揮され、世界にアピールする横浜の顔づくりを進める。

新横浜都心は、広域交通ターミナルとしての高い利便性を生かして、多様で広域的な機能の更なる集積を図り、横浜都心とともに、ツインコア（二つの核）を形成する。

イ 産業拠点・国際的な物流拠点

市内・首都圏・日本各地へと円滑に連絡する道路、鉄道などの交通ネットワークの充実とともに、交通利便性に優れた立地や既存の産業の集積などを生かした国際競争力のある産業拠点を形成する。

横浜港では、ふ頭や物流関連施設を整備し、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力の一層の強化を図る。

京浜臨海部では、研究開発などの国際的な産業拠点として機能強化を進めるとともに、臨海南部、内陸部についても、産業集積を生かした産業拠点として環境を整え、企業立地

を進める。

(ウ) 郊外部の活性化拠点

交通利便性や広大な土地、まとまった農地や豊かな緑といったポテンシャルを生かし、集客機能の導入による交流人口の増加や経済活性化、活力ある都市農業の展開や魅力的な水と緑の環境の整備、広域レベルでの災害対応力の強化等を実現する郊外部の新たな活性化拠点を形成する。

(エ) 鉄道駅周辺

鉄道駅周辺において、道路・交通ネットワーク等の都市基盤整備を進めるとともに、適正な土地の有効活用を促進し、利便性の更なる向上を図る。

- ・地域の特性・ニーズに対応した、生活利便施設・福祉施設、業務・商業施設等の都市機能の集積や多様な住まいの供給等により地域特性に応じた魅力ある地域拠点を形成する。
- ・交通結節機能の高い拠点駅、利便性の高い鉄道駅、その他の鉄道駅周辺についても、それぞれの地域特性に応じたまちづくりを推進する。

イ 広域的な交通ネットワークの構築

横浜環状道路をはじめとする広域的な幹線道路網の整備を推進することにより、物資の輸送や災害時の救援等を支えるとともに、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力強化や羽田空港との物流の効率化を支える道路ネットワークを構築する。

また、神奈川東部方面線によるアクセス性向上に加え、高速鉄道3号線の延伸などにより市内外の拠点間の移動の利便性や速達性をさらに向上させるとともに、羽田空港や中央新幹線（リニア）駅とのアクセス強化など、より充実した鉄道ネットワークを構築する。

ウ 自然的な環境を生かした魅力の向上

主に市域の西部から南部に位置する、緑の10大拠点を中心としたまとまりのある緑地や農地、海や河川等を保全する。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

都市計画法第7条第1項第1号イにより、区域区分を定めるものとする。

(2) 区域区分の方針

① 基本的な考え方

ア 視点

市街化区域と市街化調整区域の区分（以下「線引き」という。）は、次の5つの視点を踏まえて行うものとする。

(7) 都市の活力・魅力の視点

超高齢社会や人口減少社会、都市・地域間競争の激化などを踏まえ、様々な人や企業を惹きつける、活力と魅力ある持続可能な都市づくりが求められる。

(イ) 都市と緑・農の共生の視点

身近な緑地、農地や自然的景観など、地域資源を保全・活用・創出することにより、魅力ある市街地を形成し、子育て世代や高齢者など多世代にとって良好な居住環境が確保された住みよいまちづくりの実現が求められる。

(ウ) 協働・共創の視点

地域の課題解決や将来を見据えたまちづくりの実現に向けて、住民・企業等の活動を踏まえた、機動的かつきめ細かな対応、客観的で透明性のあるルールづくりと創意工夫を促す仕組みづくりが求められる。

(エ) 中間領域の視点

都市的土地利用と自然的土地利用が混在している区域など、市街化区域と市街化調整区域の中間領域においては、単に現状の土地利用を追認し、線引き制度のみでの対応を図るのではなく、市街化動向を見極めつつ、地域特性を踏まえた望ましい土地利用の誘導が求められる。

(オ) 時間軸の視点

定期見直しにあたる中期的な取組だけでなく、短期的な取組や長期的な土地利用計画など、時間軸を意識し、目標達成に向けた段階的なプロセスを示しつつ、実現に向けた仕組みづくりが求められる。

イ 区域の設定

市街化区域においては、鉄道駅周辺などの拠点整備や生活利便施設等の機能集積を目的とした計画的な開発・再開発を誘導し、インフラの整備を図る。

市街化調整区域においては、市街化の抑制を基調とし、緑地の保全・活用・創出と都市農業の振興を基本とする。

ウ 線引き見直し

(7) 持続可能な都市・横浜の実現を目指すため、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、以下に示す区域を市街化区域に編入する。なお、b、c、d及びeの区域については、地域の合意形成、事業実施の見通しが立った際に、地区計画によるまちづくり等と併せて、随時市街化区域に編入する。

a 既に市街化区域と同様の水準と認められる区域

- b 鉄道駅周辺及び徒歩圏域、高速道路インターチェンジ周辺、幹線道路沿道、港湾機能強化に資する新たな埋立地において、都市インフラの整備効果を最大限に生かした土地利用の促進を図る区域
 - c 横浜経済を活性化させ、持続可能な都市経営を進めていくため、業務・工業系施設や学術・研究系施設において再投資・機能強化などの促進を図る区域
 - d 米軍施設跡地等の大規模土地利用転換への適切な対応を図る区域
 - e 市街化区域の縁辺部等で住民等の多様な主体による魅力あるまちづくりが行われる区域
- (イ) 市街化区域で一団の緑地等については、土地所有者等の意向を踏まえながら、市街化調整区域への編入を行うことが望ましい。

② 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべきおおむねの人口及び産業の規模

ア 人口の規模

本区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

区 分	年 次	
	平成 27 年	令和 22 年
都市計画区域内人口	3,725 千人	おおむね 3,524 千人
市街化区域内人口	3,597 千人	おおむね 3,404 千人

市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

イ 産業の規模

本区域における産業の規模は次のとおりである。

区 分	年 次		
	平成 27 年	令和 22 年	
生産規模	工業出荷額	41,394億円	おおむね 36,636 億円
	市内総生産(卸小売業)	17,807億円	おおむね 19,454 億円

令和 22 年の工業出荷額は、横浜市の平成 23 年から令和元年までの工業統計調査における製造品出荷額の実績を基に推計を行った。

令和 22 年の市内総生産(卸小売業)については、横浜市の平成 23 年から令和元年までの横浜市統計書に基づく市内総生産(卸小売業)の実績を基に推計を行った。

工業用地の規模については、横浜港港湾統計等を参考に推計した目標年次に必要となる流通業務施設用地の敷地面積を用いて算定を行った。

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における市街化の現況及び動向などを勘案し、平成 27 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね令和 22 年までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	令和 22 年
市街化区域面積	おおむね 33,911 ha

市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3 主要な都市計画の決定の方針

都市の健全な発展を図るため、生活や生産などの都市活動の基盤として、住宅地、業務・商業地、工業地、道路、鉄道、上下水道、河川、公園、緑地などが適切に配置されたバランスのとれた都市形成を図る。このため、都市機能の強化と市域の一体化の促進、効率的で適正な土地利用による都市機能の向上、地域特性に応じた市街地環境の誘導、魅力ある都市景観やにぎわいの形成、自然的環境や生物多様性の保全、気候変動影響への適応などの視点を踏まえ、計画的な土地利用や都市施設の整備を推進する。また、社会経済状況の変化などを踏まえ、必要に応じた都市計画の見直しを検討する。

特に、2050年の脱炭素化に向け、土地利用・都市施設の整備・市街地開発事業・自然的環境の整備又は保全などの都市計画分野全般において、脱炭素社会・循環型社会の実現に資する取組をより一層推進する。そのため、再生可能エネルギーの導入や住宅・建築物の脱炭素化、効率的な移動・輸送に資する交通ネットワークの構築、環境負荷の低減につながる交通の普及、下水道資源の有効利用、エネルギーの自立分散化や効率的なエネルギーマネジメントシステムの構築等の取組を進める。

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

ア 業務・商業地

横浜経済の活力向上を図り、様々な市民が利便性や快適性を享受できる都市づくりを進めるために、業務・商業地を計画的に配置する。

(ア) 横浜都心

羽田空港との高いアクセス性を生かし、高次の業務、商業、文化、娯楽、観光、交流など更なる機能集積を図る。優れたビジネス環境の構築にも資する質の高い住宅やサービスアパートメントの立地を誘導するとともに、外国人が安心して暮らすための外国語対応の生活関連施設などの整備を図る。

さらに、MICEの戦略的誘致及び観光客やビジネス客の更なる呼び込みのため、受入環境や回遊性の向上、公共空間の利活用等を図る。

また、都心機能強化とともに、水や緑によるネットワークを創出するなど、都心の街並みと海・川を生かした豊かな環境整備を進める。

(イ) 新横浜都心

新幹線などによる広域交通ターミナルとしての利便性を生かし、広域的な業務・商業機能の集積のほか、医療・福祉機能や横浜国際総合競技場などの施設立地を生かした交流機能など、多様な機能集積を図る。また、自然的環境と共生しながら、地域特性に応じた機能誘導と合わせた都市型住宅の整備など、居住機能の強化を図ることなどにより、職住近接を実現する。

(ウ) 鉄道駅周辺

地域特性・ニーズに対応した生活利便施設・福祉施設や、多様な働き方を実現する施設等の都市機能の集積を図り、個性ある生活拠点を形成する。

(エ) 郊外部の活性化拠点

複合的な集客施設の立地等により国内外から人を呼び込む観光とにぎわいの拠点形成を

を図るなど、郊外部における活性化拠点の形成を進める。

イ 工業地

先端技術産業など工業の高度化・再編成に対応し、雇用の場を確保するため、先進的な環境を持つ活力ある工業地の形成を計画的に進める。

既成工業地では、土地の高度利用、生産環境の改善等により、良好な操業環境の保全を図る。

(7) 臨海部の工業地

産業の機能更新・高度化を促進するとともに、事業所の再編整備に合わせた新たな産業の立地誘導等を図ることにより、世界最先端の生産・研究開発拠点としての機能維持・向上を図る。

(イ) 内陸部の工業地

産業集積を生かした企業立地、操業環境の保全、機能の更新・高度化を図ることを基本とし、大規模な土地利用の転換があった場合には、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導や地域に必要な機能を導入する。

ウ 流通業務地

広域交通体系の整備に対応した物流機能の充実強化と集約再編を図るとともに、物流の効率化と体系化のための新たな流通業務地の形成を計画的に進める。

(7) 港湾関連流通業務地

海運動向に的確に対応し、コンテナふ頭の再編・強化や先進的な施設の整備とともに新たなふ頭整備を進め、国際コンテナ戦略港湾にふさわしい機能強化を図る。

(イ) その他の流通業務地

既存の物流施設の拡充を図るとともに、高速道路インターチェンジ周辺などの交通利便性の高い地区で、倉庫や配送センター等の流通業務地の形成を図る。

特に、郊外部の活性化拠点において、広域的な幹線道路等との近接性を生かし、効率的な国内物流を展開する新たな拠点を形成する。

エ 住宅地

地域の個性や特色に応じた魅力的な居住を実現し、豊かさを実感できる良質で持続可能な居住環境を確保することにより、人口減少社会にあっても選択されうる住宅市街地の形成を進めるとともに、既存の住宅市街地を中心に持続可能なまちづくりを進める。

都心部では、国際的なニーズに応えられる業務・商業施設等と質の高い住宅が適切に共存した土地利用を促進するなど、都心にふさわしい魅力的な住環境の形成を推進する。

鉄道駅周辺においては、身近なエリアで働くことのできる場や生活利便施設など都市機能の集積や多様な住まいの供給により、個性ある生活拠点を形成する。

駅から離れた住宅地では、緑豊かな自然環境を生かしつつ、土地利用の整序・転換、地域の公共交通維持・活性化、日常的な買物・サービス施設、身近なエリアで働くことのできる場等の整備・誘導を図り、豊かな住宅市街地を形成する。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

ア 業務・商業地

横浜都心、新横浜都心については、適正な高密度を基本とし、また鉄道駅周辺については、

適正な高・中密度を基本とするなど、それぞれの地域特性に応じた適正な密度の利用を図る。

イ 工業地・流通業務地

臨海部の埋立地等に形成された工業地・流通業務地については、その用途に応じた適正な密度の利用を図る。

内陸部の工業地・流通業務地については、周辺住宅地等への影響に十分配慮しつつ、良好な操業環境を保全するため、適正な密度の利用を図る。

ウ 住宅地

地域特性にふさわしい住宅の形態・密度等を誘導し、適正な利用を図る。

③ 特に配慮が必要な市街地の土地利用の方針

ア 土地の高度利用に関する方針

横浜都心、新横浜都心、鉄道駅周辺では、都市基盤整備と土地の高度利用を図りつつ、業務・商業施設をはじめとする都市機能の立地、誘導を促進する。

イ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

(7) 横浜都心、新横浜都心又は鉄道駅周辺における工業地等において、適正な土地の高度利用を図ることが必要な地区については、業務・商業・住宅を中心とする用途へ転換を図り、その他の地区については、周辺地域との整合を考慮し、適切な再整備を図る。

(イ) 工業地として保全・育成していくべき地区については、共同住宅等の立地を抑制し、工業地としての適正な誘導及び操業環境の改善を図るとともに、機能の更新を進めていく。

(ウ) 住工混在地区においては、地域特性に応じて混在の解消、用途の純化、又は適正な共存を図り、都市環境の向上に努める。

(エ) 港湾・流通機能から機能転換を図るべき地区については、地区の状況にふさわしい多様な機能の集積と高度な機能への転換を進めていく。

(オ) 幹線道路の整備等に伴い、用途の転換を図るべき地区については、土地の高度利用、建築物の不燃化を促進しつつ、地区の状況に応じた用途転換を進めていく。

ウ 居住環境の改善又は維持に関する方針

市内のそれぞれの地域が目指す将来像にふさわしい住宅の形態・密度等の誘導により、居住環境の向上を図る。

なお、地域特性に基づく居住環境の改善又は維持に関する事項については「住宅市街地の開発整備の方針」に定める。

エ 市街化区域内の緑地・農地又は風致の維持に関する方針

(7) 緑地・農地等については、都市の貴重なオープンスペースとして保全・活用・創出することを基本とする。

- ・緑地は、健康的で潤いと憩いのある住みよい都市づくりを進めるために不可欠であり、生物多様性の保全や防災・減災にも資するなど、市民の暮らしの基盤であることから、一団のまとまりのある樹林地のほか、小規模な緑地についても、土地所有者等の協力を得ながら、特別緑地保全地区の指定等により積極的な保全に努める。

- ・緑地等を含んで開発が行われる場合には、計画的な緑地の保全・創出や、周辺土地利用との調和を図り、魅力ある持続可能な住環境づくりを積極的に進める。

・農地については、魅力的な住環境を創出する付加価値を持った地域資源として、生産緑地地区の指定等による計画的保全や利活用について検討する。

- (イ) 地域の歴史・文化資産、公園等の公共空間、水際線、河川、丘陵等の自然的環境の保全を図るとともに、柔軟な利活用を行い、個性と魅力にあふれたまちづくりを積極的に展開する。

オ 都市景観やにぎわいの形成に関する方針

- (ア) 各地域の多様な特質を生かした魅力と個性のある景観やにぎわいを創出し、地域における人と都市・自然環境との関係の総体を良好なものとしていくことを目指し、継続的な景観形成に取り組む。また、景観計画、都市景観協議地区等の関連制度・施策との連携を図りつつ、多様な主体の参加・協働による継続的な景観の維持向上に取り組む。
- (イ) 歴史的資源やその他の観光資源について、それぞれの歴史や個性を生かした柔軟な利活用や適正な土地利用を行い、にぎわいの形成を図る。

④ 市街化調整区域の土地利用の方針

都市に潤いを与える貴重な緑地や農地を中心に保全し、市民が自然に親しみ、レクリエーションの場として利活用を図るなど、開発を基本的に抑制し、市街化調整区域の地域特性に応じた土地利用を実現する。また、骨格的な都市基盤施設等の整備にあたっては、無秩序な市街化を防止しつつ、地域の活性化や地域課題の解決に資する機能などの導入に向け、周辺土地利用の計画的な保全、誘導を行う。無秩序な施設立地などによる土地利用の混在、社会情勢の変化や自然環境の喪失などの課題に対応するため、土地利用の実態や都市基盤の整備状況など地域の実情を踏まえ、必要に応じて適正な土地利用の実現に向けた都市計画制度の活用を図る。

ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地は農業専用地区等に指定するなど、営農環境の向上やその保全に努め、持続可能な都市農業を推進する。

イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

浸水や崖崩れ等の災害を防止するため、河川流域内の保水・遊水機能を有する地域の保全に努める。また、避難場所や救援拠点、延焼防止等防災・減災に資する場として、公園や緑地などの保全に努める。

ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

一団のまとまりのある緑地等は、特別緑地保全地区、市民の森、公園等によりその保全に努め、市民の散策や憩いの場とするほか、環境学習や自然体験等の場として活用を図る。

エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

農地や緑地などの保全、持続可能な都市農業の推進、自然環境の調和と地域の課題解決などに資する魅力あるまちづくりが行われる地区において、骨格的な都市基盤整備状況等を勘案した上で、横浜市の土地利用に関する方針と整合し、農林漁業との調和を図るとともに、土地所有者等の合意形成や事業の実施が確実になった際には、地域特性に応じた調整区域地区計画も併せて検討する。

⑤ 都市防災に関する土地利用の方針

様々な自然災害から市民の生命を守ることを最優先とし、併せて経済的・物的な被害を最小

化するため、防災・減災の取組や災害時の都市機能の確保に向けた取組、災害リスクの低減に向けた土地利用の誘導と安全な市街地の形成など強靱な都市づくりを進めるとともに、自助・共助の取組との連携をはじめとした事前の備えを着実に推進する。

- ・木造住宅密集市街地等の延焼の危険性を抑制するため、建築物の不燃化等を推進する。なお、防災街区としての整備については、「防災街区整備方針」に定めるものとする。
- ・高層建築物や地下街等の大規模な建築物や、石油コンビナートなど危険物等を取り扱う施設の防災対策を図る。
- ・建物倒壊防止のため、耐震化を促進する。特に地盤の液状化の可能性が高い地域では、公共建築物等の工事に際し、その施設構造物自体の強化や地盤改良など、液状化対策を進める。
- ・崖地の改善及び警戒避難体制の整備を図り、崖崩れ対策を進めるとともに、大規模盛土造成地の崩落防止のため、宅地の耐震化を促進する。
- ・気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害に対し、流域全体のあらゆる関係者が一体となって取り組む流域治水を推進する。
- ・人命救助や支援物資の輸送、復旧・復興活動が迅速に行われるよう、物流拠点等との災害時の連携を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

誰もが安全・安心・円滑・快適に移動でき、環境負荷の低減にも資する交通の実現を目指し、総合的な交通体系の整備を進める。

鉄道や道路などの交通施設については、まちづくりや環境に調和させながら整備を進め、利便性向上に資する良好な交通ネットワークの形成を図る。特に、米軍施設跡地等で土地利用転換を行う場合は、必要に応じて道路など周辺の都市基盤整備を進める。なお、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、その必要性やルート・構造など、必要に応じて見直しを行う。また、国際競争力を強化するため、新幹線や海路、航空路等との連携を図り、国内外とのアクセス性を向上させる広域的な交通ネットワークの構築を進める。広域的な都市基盤整備にあたっては、周辺都市と連携を図りながら着実に整備を推進する。

日常生活で誰もが移動しやすい地域交通の充実に向けて、既存の公共交通機関であるバスやタクシーの活用に加えて、パーソナルモビリティのシェアリングやICTの活用等により、身近な生活拠点への移動サービスを確保する。また、にぎわいの連鎖につながる回遊性の向上を図るため、一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かな移動サービスや移動自体が楽しく感じられる多彩な交通を充実させる。

老朽化が進行している都市基盤については、維持保全及び更新にかかる費用の増大が見込まれることから、計画的に保全・更新することにより、安全で強靱な都市基盤を構築する。また、人命救助や支援物資の輸送、復旧・復興活動に資する交通路・輸送路の確保、防災性向上のため、主要な高速道路や幹線道路の整備、道路沿道の建築物の更なる耐震化の促進を図るとともに、狭あい道路の拡幅整備や延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を推

進する。

イ 整備水準の目標

おおむね 10 年以内で、整備済みを含めて 500km程度を目標として幹線道路網等の整備を進める。

② 主要な施設の配置の方針

ア 道路

市内各地域の連絡の強化を図るとともに、横浜の臨海部と国土軸である東名高速道路とのアクセス強化や、首都圏内のネットワーク強化を図るため、横浜環状道路等の高速道路の整備を進める。さらに、市域の一体化を目的とした環状道路、市中心部と郊外部を結ぶ放射道路等の幹線道路等からなる体系的なネットワークの形成を図るとともに、港湾活動や臨海部の交通利便性を高める路線の整備を進める。

また、米軍施設跡地等で土地利用転換を行う場合は、それらに伴う土地利用の展開と輸送需要の動向等を踏まえた、路線等の検討・整備を進める。

イ 都市高速鉄道等

市内外拠点間の連絡強化のための既設路線延伸等の鉄道整備を基本とし、相互直通運転による乗換えの解消・円滑化や、車両編成の拡大など、既存ストックの有効活用や輸送力増強等を図るとともに、羽田空港や中央新幹線（リニア）駅とのアクセス強化を図る。

旧上瀬谷通信施設の跡地利用などの大規模な開発等に対応するため、それらに伴う土地利用の展開と輸送需要の動向を踏まえつつ、中量軌道等の新たな交通の導入について検討を進める。また、鉄道で分断された地域の一体化や踏切による交通渋滞の解消を図るため、連続立体交差事業について順次検討を進める。

ウ 駅前広場等

交通結節点において、各種交通機関の相互連絡を改善強化するとともに、良好な環境や防災的空間を確保し、利用者の利便性、快適性、安全性の向上を図るため、必要に応じて駅前広場、駐車場、自動車ターミナル等を整備する。また、老朽化の進行や駐輪需要の変化を踏まえ、適正な配置、規模の自転車駐車場の再整備を民間活力も活用しながら実施する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は次のとおりとする。

交通施設の種類	交通施設の名称	
自動車専用道路	1・3・3	高速横浜環状南線
	1・4・7	横浜湘南道路 等
幹線道路	3・1・3	東京大師横浜線
	3・1・7	栄本町線（支線1号線）
	3・2・1	横浜藤沢線
	3・2・2	羽沢池辺線
	3・2・12	上郷公田線
	3・3・2	高島本牧線
	3・3・3	山下長津田線
	3・3・5	横浜鎌倉線
	3・3・9	国道16号線
	3・3・11	環状3号線
	3・3・16	桂町戸塚遠藤線
	3・3・17	下永谷大船線
	3・3・22	中山北山田線
	3・3・24	宮内新横浜線
	3・3・26	川崎町田線
	3・3・27	国道1号線
	3・3・32	横浜上麻生線
	3・3・33	東神奈川線
	3・3・45	佐江戸北山田線
	3・3・46	鳥山線
	3・3・49	新吉田線
	3・3・50	恩田元石川線
	3・3・52	栄千若線
	3・3・53	上川井瀬谷1号線
	3・3・54	上川井瀬谷2号線
	3・4・1	桜木東戸塚線
	3・4・2	横浜逗子線
	3・4・3	環状4号線
	3・4・5	戸塚大船線
	3・4・10	権太坂和泉線
	3・4・12	鴨居上飯田線
	3・4・13	横浜厚木線
	3・4・14	三ツ境下草柳線
	3・4・21	東京丸子横浜線
	3・4・45	田谷線
	3・4・52	長津田駅南口線
3・4・53	新吉田中川線	
3・4・54	下飯田線	
3・4・56	中山駅南口線	
3・5・2	汐見台平戸線	
3・5・3	泥亀釜利谷線	
3・5・6	瀬谷地内線	
3・5・8	六角橋線	
3・5・12	綱島日吉線	
3・5・13	大田神奈川線	
3・6・3	中田三ツ境線	
3・6・5	保土ヶ谷二俣川線	
3・6・10	綱島駅東口線 等	

都市高速鉄道等	相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）※連続立体交差事業 高速鉄道3号線（あざみ野～すすき野付近） 等
駅前広場等	小机駅南口駅前広場 長津田駅南口駅前広場 下飯田駅前広場 横浜駅東口駅前広場 横浜駅西口駅前広場 横浜駅東口自動車駐車場 横浜駅西口自動車駐車場 横浜駅東口自動車ターミナル 関内駅前広場 中山駅南口駅前広場 綱島駅東口駅前広場・交通広場 等

おおむね 10 年以内に都市計画を決定又は変更する施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む。

(2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

「快適で安全・安心な市民生活の確保」を図るため、次の諸点を基本方針として下水道及び河川の整備を総合的に推進する。

(7) 快適な水環境の保全・創造

下水道については、良好な水環境や水循環の創出に向けて、高度処理の導入、下水処理水の再利用、自然の持つ多様な機能を活用した雨水の保水浸透に取り組むとともに、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、下水道管の再整備や水再生センターの再構築などを計画的に推進する。

また、脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて、下水汚泥・消化ガス・下水処理水などの下水道資源やエネルギーの活用、省エネルギー設備や創エネルギー設備の導入などを推進する。

河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりを推進する。

(イ) 安全・安心な都市づくり

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害に対し、洪水や内水氾濫等の被害をできる限り防ぎ、人命と社会経済活動を守る安全・安心な都市づくりに向けて、流域全体の多様な主体が一体となった流域治水の取組を進める。特に、特定都市河川流域については、河川、下水道及び流域の自治体が一体となって浸水被害対策を図る。

河川の改修や雨水幹線等の整備により、目標整備水準の降雨に対する浸水被害の防止を図るとともに、整備水準を超える降雨に対する浸水被害軽減のため、流域での貯留・浸透機能向上による雨水の流出抑制対策やハザードマップの普及啓発など、ハードとソフトが一体となった総合的な治水対策を推進する。

イ 整備水準の目標

(7) 下水道の整備は、原則として全市域に対し、気候変動を踏まえた10年に1回の降雨に対

応できる浸水対策を実施する。ただし、自然排水区域等については、当面気候変動を踏まえた5年に1回の降雨対応を整備目標とする。

また、地下街が発達している等、市民生活や都市機能に影響する浸水の恐れがある地区について、地域特性を考慮した整備水準を設定し、浸水対策を行う。

- (イ) 一級河川鶴見川等については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川整備や適切な維持管理を行い、治水対策を進める。

二級河川帷子川の中下流区間については、時間降雨量おおむね 82mm、一級河川恩田川、二級河川境川及び柏尾川については、時間降雨量おおむね 60mm、二級河川大岡川の上流区間については、時間降雨量 50mmの降雨に対応できるよう、河川整備や適切な維持管理を行う。

二級河川侍従川については、老朽化した護岸の修繕や河床整理などを行い、良好な水準に保つとともに、現地の状況に応じて整備を行う。

二級河川帷子川の上流区間、今井川、和泉川、阿久和川、いたち川、準用河川舞岡川、日野川等については、時間降雨量 50mmの降雨に対応できるよう、河川整備を完了させるとともに、適切な維持管理を行い、下流区間の河川管理者である国や県との協議が整った河川から、河川整備計画に基づく時間降雨量おおむね 60mmの降雨に対応できる整備を推進する。

また、土砂堆積量の計測や河川点検など、デジタル技術を積極的に活用し、河川・水路等維持管理の効率化・省力化を進める。

② 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

横浜市における地形条件や事業効果を勘案して、貯留管、雨水調整池等の雨水貯留施設、ポンプ場、雨水幹線及び、雨水浸透施設を整備する。

また、既存ストックの長寿命化を図るとともに、再整備・再構築に合わせて、耐震化、高度処理、脱炭素化などの機能向上を図る。

イ 河川

大雨などによる増水時に雨水を安全に流せるよう、狭く蛇行した川を広く直線的な川とし、拡幅や捷水路も含めた河道の整備を進める。あわせて、雨水を一時的に貯留できるよう河川遊水地の整備も行う。

また、自然に配慮した川づくりを進め、河川環境の再生・保全に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は次のとおりとする。

ア 下水道

(7) 快適な水環境の保全・創造

施設の更新に合わせて、北下水道センター、中部水再生センター、南部水再生センター等で高度処理施設の整備を進める。

また、老朽化した管きよや施設・設備の更新を行う。

(イ) 安全・安心な都市づくり

浸水対策として、雨水幹線等の整備を拡充するとともに、ポンプ場・雨水調整池等の整

備を進める。また、都市機能が集積する横浜駅周辺地区等の浸水リスクを軽減するため、ポンプ場・雨水幹線の整備を進める。

地震対策として、管きょや水再生センター、汚泥資源化センター等の耐震化を進める。

イ 河川

鶴見川水系（砂田川、鳥山川など）、帷子川水系（帷子川、今井川、中堀川など）、大岡川水系（日野川など）、境川水系（阿久和川、いたち川、宇田川など）においては、流域における浸水被害の軽減を図るため、河川流域全体のあらゆる関係者で策定した流域治水プロジェクトに位置付けられた河道整備等の治水対策を進める。

その他の河川についても、河川の整備計画に基づき治水対策を進める。

(2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

健康で文化的な都市生活、機能的な都市活動の向上を図るため、長期的展望に立って公共施設の整備を図る。

また、都市施設の整備にあたっては、次のとおり地域特性に応じた災害対策や災害時の都市機能確保に向けた取組を進める。

ア 地域特性に応じた災害対策

- ・身近な住環境における防災性向上のため、広場・公園・防火水槽等の整備を進めるとともに、都市基盤等の耐震化を促進する。また、地盤の液状化の可能性が高い地域では、施設構造物自体の強化や地盤改良など、液状化対策を進める。
- ・津波による被害が想定される沿岸部においては、津波の防護や滞在者等の安全確保を図るために必要な施設の整備、避難のために必要な取組などを進める。

イ 災害時の都市機能確保

- ・横浜港は広域的な海上輸送の拠点機能を有し、災害時の救援・復旧において首都圏や東日本における重要な役割を担うため、緊急物資の輸送、市民生活や経済活動の復旧復興支援の拠点として、耐震強化岸壁や海岸保全施設の整備、緊急輸送路のネットワークの強化を進める。
- ・大規模な土地利用転換を図る米軍施設跡地等においては、広大・平坦な土地と広域的な交通利便性を生かし、広域活動拠点や広域避難場所としての機能の形成を図る。
- ・ライフラインについて、耐震性の確保とともに、被害を受けた場合の復旧の容易さを考慮した設備、工法等を取り入れた改修・更新を推進する。特に、電気、ガス等のエネルギー供給事業では、ルート多重化を図り、代替性を確保するとともに、公共施設や民間施設での再生可能エネルギーの利用を促進し、分散型の多様なエネルギー源を確保するなど、必要となる対策を推進する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

市民生活の利便性向上や国際競争力強化に資する拠点整備、魅力ある市街地環境の創造に向けた土地利用等を推進するため、それぞれの地域特性に応じた計画的な市街地開発事業を進める。

なお、具体的な市街地開発事業の方針や計画的な市街地開発事業を図るべき地区等については、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」に定める。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

「横浜らしい水・緑環境の実現」の基本理念のもと、横浜の水と緑の将来像を「多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境」とし、市民・事業者・行政の連携・協働により、水・緑環境の保全・創造を進め、魅力向上を図る。

② 主要な水・緑環境の配置の方針

ア 拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てる

(ア) 緑の 10 大拠点の水と緑をまもり・育てる

緑の 10 大拠点（こどもの国周辺、三保・新治、川井・矢指・上瀬谷、大池・今井・名瀬、舞岡・野庭、円海山周辺、小柴・富岡、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺、上飯田・和泉・中田周辺、下和泉・東俣野・深谷周辺）を水・緑環境を優先的に保全・活用する地区とし、次世代に確実に継承するため、土地所有者の理解と協力を得て、緑地保全制度に基づく特別緑地保全地区や市民の森などの指定や、広域的なレクリエーション需要を充足する公園などの整備、地域にふさわしい緑化を進める。併せて各種制度を活用しながら農地を保全する。

(イ) 市街地をのぞむ丘の軸の水と緑をまもり・育てる

横浜都心部周辺と郊外部との間の丘陵地に点在する公園、樹林地、農地、丘陵を縁取る斜面緑地により構成される市街地をのぞむ丘の軸の緑を、市民の身近なレクリエーションの場、生物の生息環境としての貴重な役割を踏まえ、樹林地・農地の保全や公園などの整備を進めるとともに、民有地の緑化を進め、市街地と丘の軸の緑を結ぶネットワークを形成する。

(ウ) 海をのぞむ丘の軸の水と緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくり・育てる

旧海岸線沿いに連なる丘陵地における、横浜独特の崖地形、眺望とともに、海側からのぞむことができる斜面緑地を保全し、安全性の向上を図るほか、地区内の樹林地、農地の保全や公園などの整備、民有地の緑化などを進める。

また、市民などが憩いながら、港の活動を含む海の景観を眺め、海を身近に感じられる空間である海と人とのふれあい拠点において、公園・緑地などの整備・活用を行う。

(エ) 水と緑により横浜都心部の魅力づくりを進める

多くの市民・観光客が訪れる横浜都心部において、周辺の山手の丘や野毛山・掃部山の丘、高島の丘を含め、公園・緑化のネットワーク化や駅前広場などでの緑の創出、歩行者軸の多様な緑化などにより、豊かな水・緑環境の創出・充実を進めることで、風格と魅力のある街並みを形成する。

(オ) 農によるまちの魅力づくりを進める

市内産農畜産物の生産振興、農を支える担い手の支援、農地の利用促進などを進めるとともに、市民が身近に農を感じられるように、農に親しむ取組や地産地消などを推進する。また、それぞれの取組を農業者や事業者、市民と連携しながら、優良農地の保全・活用等、地域特性に応じた施策を展開することで、農によるまちの魅力づくりを進める。

(カ) 里山景観の保全を進める

里山の景観が残される地域は、生物多様性の保全だけでなく、横浜の魅力的な景観のひ

とつとして、市民の憩いの空間となっている。

これらの環境を後世に引き継いでいくために、樹林地や農地などの一体的な保全・活用を図り、里山景観の保全を進めていく。

(キ) 緑豊かな市街地を形成する

市街地に残る貴重な樹林地、農地を保全するほか、市街地の緑の拠点となる公園を地域特性に応じて計画的に配置を進める。また、多くの市民が利用する公共施設や道路沿いの建築敷地の緑化や、土地利用転換の機会を捉えたオープンスペースの確保や緑化などにより、街のシンボルとなり、生物生息空間にもなる緑を創出する。保全・創出した緑は、市民や事業者と連携しながら良好に維持管理・活用を図る。

イ 流域ごとの水・緑環境をつくり・高める

河川流域（鶴見川流域、入江川・滝の川流域、帷子川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域、境川流域、直接海にそそぐ小流域の集まり）ごとの地形や市街地の特性に合わせ、市民生活に身近な公園の整備や、河川・海辺などの環境整備、街路、公共建築物などの緑化、さらには、個々の住宅をはじめとした建築物などの民有地緑化を多様な手法で進め、水と緑の回廊を形成する。

また、流域ごとの計画では、下水の高度処理化や排水対策による河川の水質改善や海域への流入負荷の削減にも取り組むとともに、樹林地・農地の保全や公園の整備、雨水の地下浸透施設の設置などにより雨水の地下浸透能力を高めることで、健全な水循環の回復を図る。

ウ 水と緑の環境を市民とともにづくり・育て・楽しむ

水・緑環境に市民が関わるきっかけづくりを進めるとともに、親しみ・楽しむ場の充実を図る。また、水・緑環境を支える活動を担う人や団体を育成し、さらには活動団体同士の交流や連携を進める。

③ 実現のための都市計画制度の方針

ア 樹林地の保全・活用

(ア) 近郊緑地特別保全地区

円海山北鎌倉近郊緑地保全区域内の重要な樹林地を指定する。

(イ) 特別緑地保全地区

植生や自然的環境、景観などが優れている緑地や伝統的・文化的意義を有する緑地、多様な動植物の生息地ともなっている緑地、市街地に残る風致景観に優れた緑地など、一団のまとまりある良好な自然的環境を形成する緑地を指定する。

(ウ) 風致地区

良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを指定する。

(エ) 地区計画等の区域における緑地の保全

大規模開発に併せて保全する樹林地や市街地に残存する比較的小規模な緑地で、地区レベルの良好な環境の確保に適している区域などを指定する。

イ 農地の保全・活用

市街化区域内の一団の農地で、都市環境の保全に相当の効用があり、将来の公園など公共施設等の敷地として適しているものなどを生産緑地地区に指定する。

ウ 公園等の整備

住区基幹公園（身近な公園）、都市基幹公園、広域公園、特殊公園、緩衝緑地、都市林、広場公園、都市緑地、緑道等を市民のニーズや地域特性に配慮しながら適正に配置する。

エ 緑化の推進

緑化地域など、緑を創出する法・条例・その他制度を運用し、緑化を推進する。また、社会状況の変化を踏まえ、良好な都市環境の形成のため、緑の創出を図ることが必要な区域に緑化地域を指定する。地区計画において、建築物の緑化率の最低限度や緑地を定め、オープンスペースの確保や良好な景観の形成を図るために必要な緑化を推進する。

④ 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に指定することを予定している地域地区、都市施設等の確保・整備目標面積（既定分を含む）は次のとおりとする。

近郊緑地特別保全地区	234ha
特別緑地保全地区	652ha
風致地区	3,710ha
生産緑地地区	326ha
都市公園	2,782ha
緑化地域	33,767ha